

地域組織による入会地管理の歴史的変遷

-滋賀県大津市南小松の観光開発と景勝保全を実例として-

Historical Transitions of Common Land Management by Local Organizations

-A Case Study of Tourism Development and Scenic Conservation in Minamikomatsu, Otsu City, Japan-

成田 茉優 *・落合 知帆**
Mayu NARITA*, Chiho OCHIAI**

Recently, interest in locally managed common resources' utilization has increased. This study derives a comprehensive perspective on the mechanisms of modern local cooperation, using Minamikomatsu village as a case study. Combining literature surveys, interviews and field studies, six functions working in conjunction with each other to manage and operate the local common land were revealed: Scenic conservation; tourism development; cooperation with companies; cooperation with the government; land management; self-governance. Two aspects were identified to be crucial for sustainable management of commons: (1) The organizational structure of the local managing organization for functional differentiation according to the purpose, and (2) The existence of an organization for distribution of revenues from common land into the community. These processes require a mechanism to enhance local intellectual resources and cooperation with external organizations.

Keywords: Regional Organization, Common Land, Tourism Development, Scenic Conservation, Co-Management

地域組織、入会地、観光開発、景勝保全、共同管理

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

昨今、地域経営や地域運営組織などが掲げられ、コミュニティや共同による地域資源の活用が進められている。地域の歴史を遡ると日本では入会（いりあい）による資源の活用がなされていた。明治以降、土地所有権の近代化に伴い、林野、池沼等のかつての入会地の多くは国有地または公有地となり、国や地方公共団体、財産区により管理されるようになった。近年では地縁団体の法人化が進み、認可地縁団体による管理も見られようになってきたが、人口減少と高齢化の進む中山間地域では、財産区財産を地域資源として活用するための担い手不足やその手段が見出せないこと^①が課題となり、都市部や観光開発地においては利権問題^②が発生してきた。

現在、滋賀県大津市の南小松入会地管理会が保有する近江舞子浜（別称：雄松崎）も、かつては村中共有の入会地であり、一部が財産区となっていた経緯を持つ。近江舞子浜は、毎年数十万人が訪れる滋賀県内有数の水泳場且つ琵琶湖八景にも指定されている景勝地でもある。南小松の地域組織による観光開発と景勝保全活動は約120年に渡り引き継がれてきたが、その歴史的変遷を詳細に捉えた調査はこれまで行われておらず、現在では一部の高齢層の住民や関係者のみが断片的な記憶や情報を持っている限りである。

本研究は、今まで継続されてきた共同管理の要因を探るため、南小松地区の入会地である近江舞子浜および周辺における地域組織の活動に着目し、土地所有形態と管理体制の歴史的変遷を明らかにすることを目的とした。

(2) 先行研究

日本における入会地や財産区に関する研究は、入会権に着目した法社会学から始まり、環境社会学や林政学、経済学からの研究者らにより、コモンズの分野を介して学際的

に進められてきた。地域組織が主体となった土地財産の管理、地域資源の活用はローカル・コモンズとして位置付けられ、財産区が代表例となっている。泉ら^③により財産区悉皆調査が行われ、三俣ら^④により環境ガバナンスの視点からローカル・コモンズ論の可能性が示唆された。また、山下^⑤は入会慣行的な利用がなされているもの全てを慣行共有としその実態を明らかにした。

財産区、入会林野、入会権、法人化、観光開発、環境保全を主題とした事例の報告や考察等の先行研究の蓄積が進む一方、近年における地縁的な任意団体による民有入会地の管理実態の研究報告は僅かであり、管理の実態として観光開発と景勝保全活動の歴史的変遷に着目した研究は見当たらない。滋賀県大津市南小松における既往研究は、シシ垣と災害対応^⑥や古地図をベースに土地利用と災害対応に着目した研究^⑦、石文化と集落配置^⑧や水害の記憶と集落の変遷に関する研究^⑨が報告されているが、地域組織に着目した研究は無い。

(3) 調査方法と期間

滋賀県大津市南小松及び周辺地域において、2019年1月から2019年12月に文献調査、聞き取り調査、現地踏査を行なった。文献調査では、南小松公民館、南小松入会地管理会、南小松住民、大津市歴史博物館所蔵の資料から南小松の入会地管理に関する情報を収集し整理した。本研究で参考とした資料の一覧を補注に示す^⑩。聞き取り調査では文献調査で得られた情報の事実確認を行った。聞き取り調査の概要を表-1に示した。地域組織の長を主な調査対象者とし、文献調査で不明瞭であった事項や人名を確認し、地域組織の活動や地域の歴史上の出来事、その背景や経緯の解釈を深めた。対象者へは調査期間中複数回の聞き取りを行った。現地踏査では、地域行事の観察を通じた地元住民との情報交換、会議の傍聴を行なった。

*正会員 京都大学大学院地球環境学舎 (Graduate School of Global Environmental Studies, Kyoto University)

**正会員 京都大学大学院地球環境学堂 (Graduate School of Global Environmental Studies, Kyoto University)

【表-1】聞き取り調査の概要

対象者（当時の所属・役職）	調査日
H氏（南小松入会地管理会会長）	2019年3月～同年12月
K氏（南小松自治会会长）	2019年5月～同年12月
K氏（旧南小松財産管理会前会長）	2019年3月～同年10月
K氏（旧南小松財産管理会元会長）	2019年10月
M氏（旧南小松財産管理会元会長）	2019年5月～同年10月
I氏（民宿経営者・近江舞子観光協会会长）	2019年7月～同年10月
I氏（民宿経営者）	2019年5月～同年7月
非公表（民宿経営者）	2019年5月～同年7月

2. 調査対象地の概要



図-1 滋賀県大津市南小松の概観図

(1) 地理的特徴と自然環境

滋賀県湖西地域の南小松は琵琶湖に面して位置し、西部には標高1,000m以上の急峻な比良の山々が連なる(図-1)。山麓から宅地となり、県道高島大津線(旧西近江路・北国街道)から湖側は田畠が広がっている。湖岸には琵琶湖国定公園施設地区に指定されている内湖と白砂青松と透明度の高い水質で知られる近江舞子浜がある。内湖にはヨシやヤナギが群生し、魚類の産卵・餌場や、水鳥や昆虫の

生息場所となっている。

(2) 社会環境

2019年4月1日時点の南小松の人口は1,834人で、世帯数は796である¹⁰⁾。江戸時代で約145戸と一定であった人口と戸数は、戦後から伸び始めた¹¹⁾。2015年時点の南小松の高齢化率は30.8%である。

地域自治組織やボランティア団体などが地域の運営を担っている。2019年11月時点での南小松自治会の会員数は231名(主に世帯主が加入しているとして世帯数と等しく扱う)であり、そのうち入会地財産の管理を担う南小松入会地管理会の会員資格者は160名(世帯主)である。浜に立ち並ぶ民宿や売店の経営者は近江舞子観光協会の会員であり約20名である。他にも、氏子総代によって祭事が執り行われ、婦人会や子ども会、二楽会(老人会)により地域行事が運営されている。入会地管理に関する主たる組織の目的や会員資格は後述する。

(3) 調査対象エリア

南小松入会地管理会が保有し管理する入会地は山側、集落、湖岸(浜)に計60筆以上ある。本研究では、観光開発と景勝保全活動が主に行われた湖岸の浜のエリアの土地を主な調査対象とした。

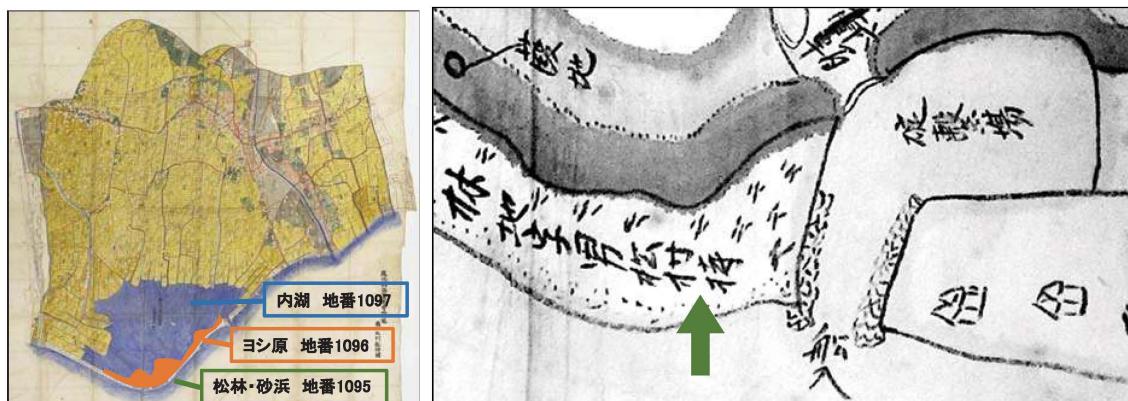
3. 入会地の所有形態と管理組織の変遷

(1) 各入会地の所有形態の変遷

浜側の土地を、砂浜・松林(地番1095)、ヨシ地(地番1096)、内湖(地番1097)に分け図2^{10,12}に示した。古絵図および資料¹¹⁾(補注表-1; 番号1-8, 12, 20-22, 24, 26, 28)を用いて各土地の所有形態の変遷を明らかにした。

地租改正以降、集落で共同管理されていた入会地は官有・公有・民有と変化した。

砂浜・松林は、水損を受けていた河川沿いや田畠と同様に「村持」と記されていた(図-3^{10,8})。琵琶湖の増水といった水害の被害を受けやすく生産活動が困難であったことから、個人の財産ではない「村持」という所有形態になっていたと考えられる。その後、砂浜は官有寄洲となり、松林



(左) 図-2 地番の位置『近江国滋賀郡第拾六區南小松村總絵図』(南小松公民館所蔵、資料^{10,12}より筆者編集)

(右) 図-3「林字男松村持」と記す内湖・湖岸周辺絵図の拡大図(南小松入会地管理会所蔵、筆者編集)

は1926（大正15）年に大字南小松として登記され部落有財産となった。太平洋戦争が始まると浜一帯は、戦中は日本軍、戦後は米軍の接收地となり、1952（昭和27）年に接收は解除された。1954（昭和29）年に地方自治法が改正し、1955（昭和30）年に南小松が属する小松村と和邇村、木戸村の3村が合併し志賀町となったことを契機に、松林は財産区となったが、1990（平成2）年の志賀町財産区条例廃止に伴い、土地は南小松区に返還された。その後、平成中期に南小松入会地管理会の保有財産として、代表者名義で信託登記され民有地となった。

ヨシ地は、家屋の屋根材として用いられていたヨシを育てるための萱場であった。1885（明治18）年に村中で買入れ、1886（明治19）年の登記法施行を受け、同年に代表者名義で民有地として登記された（図4¹⁰⁻⁴）。佐野¹²によると、明治から昭和初頭の琵琶湖岸内湖周辺のヨシ地の土地所有権は官有であるが、その使用権は慣習としてヨシ地に面した田地を所有する者が持っていた。一方、南小松においてはヨシ地を民有地として登記し租税を納めており、土地は官有化或いは公有化されずに現在まで集落の入会地として管理してきた。現在は、その大部分が近江舞子浜及び内湖の観光設備としての駐車場となっている。なお、1877（明治10）年10月発行の南小松入会地管理会所蔵の「村中」と記された地券は全部で8枚あり、これらの課税番地は、あくまでも価値ある生産活動の場であり、前述の砂浜・松林の「村持」とは別物であると認識できる。

内湖は、集落の入会地である「村中」所有のものとされていたが、明治初期に官有地第三種に指定されのちに公有化した¹³。当初の官有地指定に対し、滋賀郡南小松村惣代他3名から滋賀県令籠手安定殿（県知事）宛に1882（明治15）年12月14日付で「沼地押借御願書」¹⁴が送られた。沼地は内湖を意味する。内容は『古来より沼周辺の田地高底を直すために泥や藻草を探り、田地を相続してきた。地租改正によって官民区別の調査があり、過日官有地第三種の編入のご司令（税制上官地になる）があり、村中一同恐縮している。何卒この沼地は本年から向こう10年間、書面の通り金押借料としてお貸しください。（要約¹⁵）』というものであり、内湖周辺の田地での生産を維持するために、昔から住民により維持されてきたことが伝えられた。同様に、1883（明治16）年5月28日付で「官地御払下ヶ願書」¹⁶が送られた。官有地となり手入れが行き届かなくなることによる周辺田地への影響を挙げ、払い下げを訴えた。結果として願書は却下され、官有地となった後に公有地（滋賀県有）となったが、公有化を機に住民らの内湖での活動がすぐさま途絶えることはなかった。部落が藻草税を納め、また水面を区画漁場として大蔵省から借り入れるなどし、内湖の自然資源を利用していた。現在は琵琶湖国定公園集団施設地区に指定され、滋賀県により管理されている。

（2）入会地の管理組織の変遷

現在民有地となっている松林とヨシ地は南小松の入会地と位置づけられ、任意の団体である南小松入会地管理会が

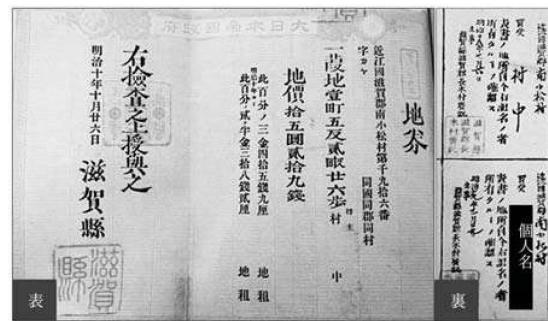


図4 明治10年発行 地券
(南小松入会地管理会所蔵、筆者編集)

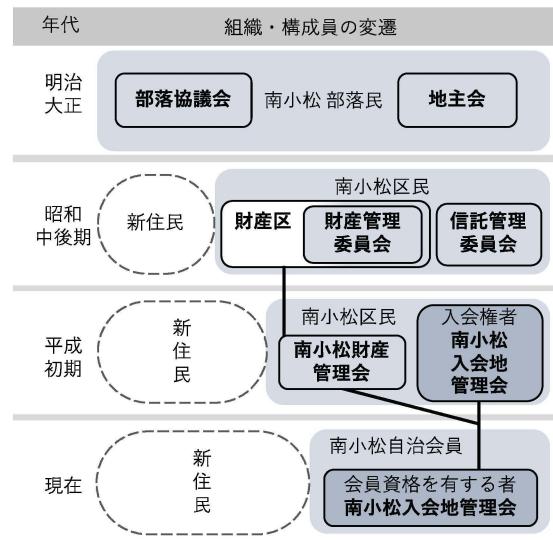


図5 入会地管理組織と構成員の変遷

保有する財産として管理及び保全されている。資料¹⁰（補注表-1；番号9-34）と聞き取り調査（入会地管理会及び財産管理会主要関係者）により、明治以降の入会地管理組織の変遷を明らかにした（図-5）。補注表-2に各組織の目的と会員資格を示した。また、ここでの管理組織とは土地財産の所有に関する意思決定を行う機関を指す。

明治から大正期にかけては、ヨシ地の管理にあたり登記名義人となった集落の代表者らによる地主会が開かれ、管理体制に関する諸決議が行われた。部落の協議会においては入会地の利用に関して議論がなされた。昭和中後期になると松林が財産区となったことから財産管理委員会が設置され、部落有財産として管理された。ヨシ地は、代表名義人が亡くなり名義替えが必要となり、財産区財産とは異なる土地財産として明確に管理するため、信託財産委員会が設けられ信託登記された。この頃から大規模な宅地開発による新住民の流入が増え、入会地の権利者について議論がなされ始めた。1988（昭和63）年に入会権者を整理するため南小松入会地管理会が設立された。これにより、ヨシ地（駐車場）は南小松入会地管理会（旧）の入会権者の総有となった。同時期に「南小松財産管理の基本理念¹⁷」が住民

により文書化され、組織の規約や方針はこれに則り定められてきた。平成2年に財産区であった松林の土地が地元に返還されたことから、平成5年に独自に南小松財産管理会が設けられ、財産区の共同所有形態を引き継ぐ権利範囲で管理がなされた。2001(平成13)年に機構の改革と財政の効率化を図るため、南小松入会地管理会(旧)と南小松財産管理会が統合し、現在の南小松入会地管理会が設立された。規約は南小松財産管理会の承認のもと、南小松入会地管理会(旧)と同等の内容で規定された。入会権という文言は使用されていないものの会員資格⁽⁴⁾が定められた。

4. 入会地の管理体制と活動の歴史的変遷

明治以降の浜の入会地の管理体制と観光開発及び景勝保全活動を、資料⁽¹⁾⁽⁵⁾ (補注表-1; 番号 9-33, 補注表-3) と文献、聞き取り調査から明らかにした。時代背景を踏まえ4期に区分し歴史的変遷を辿った。

(1) 明治後期から大正期

明治後期の管理体制を図-6-aに示した。(株)太湖汽船の遊覧船寄港の話を受け、これを機に部落住民による観光開発が行われ始めた。観光地として「雄松公園」を開発する案が部落協議会で決議された。1900(明治33)年に「雄松浜俱楽部」と称し、部落内で共同出資者を募り集められた出資金で鰐⁽⁶⁾とお酒を提供する料理店と汽船の切符取扱所が建設された。出資金である「雄松開港費」の精算表(表-2)からは、地元住民がその建物を貸借し、地元組織が賃貸収入を得ていたこと読み取れる。風水害等で建物が被害を受けた際の修繕や松葉や松の伐採処理は部落住民によって行われ、村方惣割勘定として負担費用が分配された。倒木や切り落とされた松は売却され、部落の運営資金となつた。また、部落から村役場へ共有地諸税が納められた。

1902(明治35)年印刷の『滋賀縣管内全圖』には、「雄松崎 滋賀郡小松村にあり琵琶湖岸に傍ふて 白砂青松遠く相連り水清く纖鱗數ふべし春夏の交鰐を多く漁獲するを以て 遠近の雅客來りて觀魚の遊をなすもの年々其蹤を絶たず 殊に後に比良の峻嶺を控へ 前に太湖の激艶を抱き宛然一幅畫圖の間に在るが如し。」と表現され、この時には既に鰐と白砂青松の風景は世間に知れ渡り始めていたと考えられる。南小松独自の鰐の地引網漁は昭和中期まで近江舞子浜の一大名物となった。

近江舞子(雄松崎)の観光開発の始まりは、前述の通り、地域住民が部落の組合事業としていち早く取り掛かったことが特徴的である。琵琶湖における広域的な観光開発論の先駆けとなる動きが、1912(明治45)年7月19日の大津市林野講習会において行われた本多静六(東京帝国大学教授・林学博士)の講演であったと山口⁽¹³⁾により示されている。近江舞子浜の観光開発は琵琶湖において先駆けとなる取り組みであったと言える。

(2) 昭和初期

昭和初期の管理体制を図-6-bに示した。1926(大正15)年に江若鉄道雄松駅が開通し、1933(昭和8)年に文部大臣より史蹟名勝天然紀念物法による名勝地に指定され、数

表-2 雄松開港費收支精算表

(資料⁽¹⁾⁽¹⁰⁾より抜粋、筆者編集)

年	負債		借却	
	摘要	円 庫	摘要	円 庫
明治34年	借入元金	492 131	34年1月より12月に至る汽船取扱及料理店賃貸Kより受入金	44 341
	明治34年1月より12月に至る人金元人月八朱の利子	47 341	明治35年12月分建物賃貸Kより受入金	3 0
	雄松葉1883把及割木共仕立貢及枝伐夫料共	12 824	雄松葉1883把及割木代29錢共Mより受入	22 40
	合計	553 296	合計	69 381
差引負債高483円911厘				
明治35年	元金	483 915	明治35年1月より12月に至る取扱所家賃Kより受入金	12 0
	明治35年1月より12月に至る入金元入差引月八朱の利子高	45 806	M貸付金の内入金として白鬚講及第二回融通講引取入金高	10 650
			明治35年1月より8月に至る料理店家賃Iより受入金	27 0
			明治35年8月より12月に至る料理店家賃Yより受入金	12 0
合計		529 721	合計	61 650
差引負債高468円71厘				

表-3 景勝保全にかかる歳入及び歳出

(資料⁽¹⁾⁽¹¹⁾より抜粋、筆者編集)

年代	歳入		歳出	
	摘要	円 錢	摘要	円 錢
大正10年	雄松掃除人夫賃 小松村役場より	44 0		
	雄松浜掃除料 江若鉄道株式会社より	25 0	江若太湖社 雄松掃除費請求する付 村長区長食及列車貨	5 25
昭和6年	雄松浜掃除料 大湖汽船株式会社より	25 0	雄松浜掃除料 木の葉搔き 小便雜記帖	4 10
	雄松浜掃除料 小松村役場より	45 0	雄松濱開墾掃除料	15
	雄松浜掃除料 江若鉄道株式会社より	75 0	太湖汽船株式会社へ出張費	2 76
	雄松浜掃除料 太湖汽船株式会社より	100 0	江若鉄道 出張	2 75
	雄松風害松倒製理壳却1	7 50	赤松苗雄松 元貸地跡植樹苗木500本	5 0
	雄松風害松倒製理壳却2	2 50	雄松掃除費	6 90
	雄松風害松倒製理壳却4	13 0	雄松掃除費	4 90
	雄松風害松倒製理壳却5	30 0	雄松の手入れ・便所2箇所常掃除	8 45
	雄松風害松倒製理壳却6	37 50	雄松の手入れ	3 10
	雄松風害松倒製理壳却3	6 0	雄松掃除帶2竿ほか	1 5
	雄松掃除費 小松村役場より	50 0	雄松入札除外草質	0 50
	雄松風害 倒木起費用 縣および小松村役場より	200 0	雄松入札除外草質	3 80
			雄松濱松植栽第2回除草マコボ刈100束	3 50
			雄松濱9年交入札常設人夫賃	20 0
			雄松風害調査繩代	0 30
			雄松風害倒木起費そのほか	184 0
			雄松植栽幼松手入れ賃	1 50
			雄松倒木起入札費用	3 15

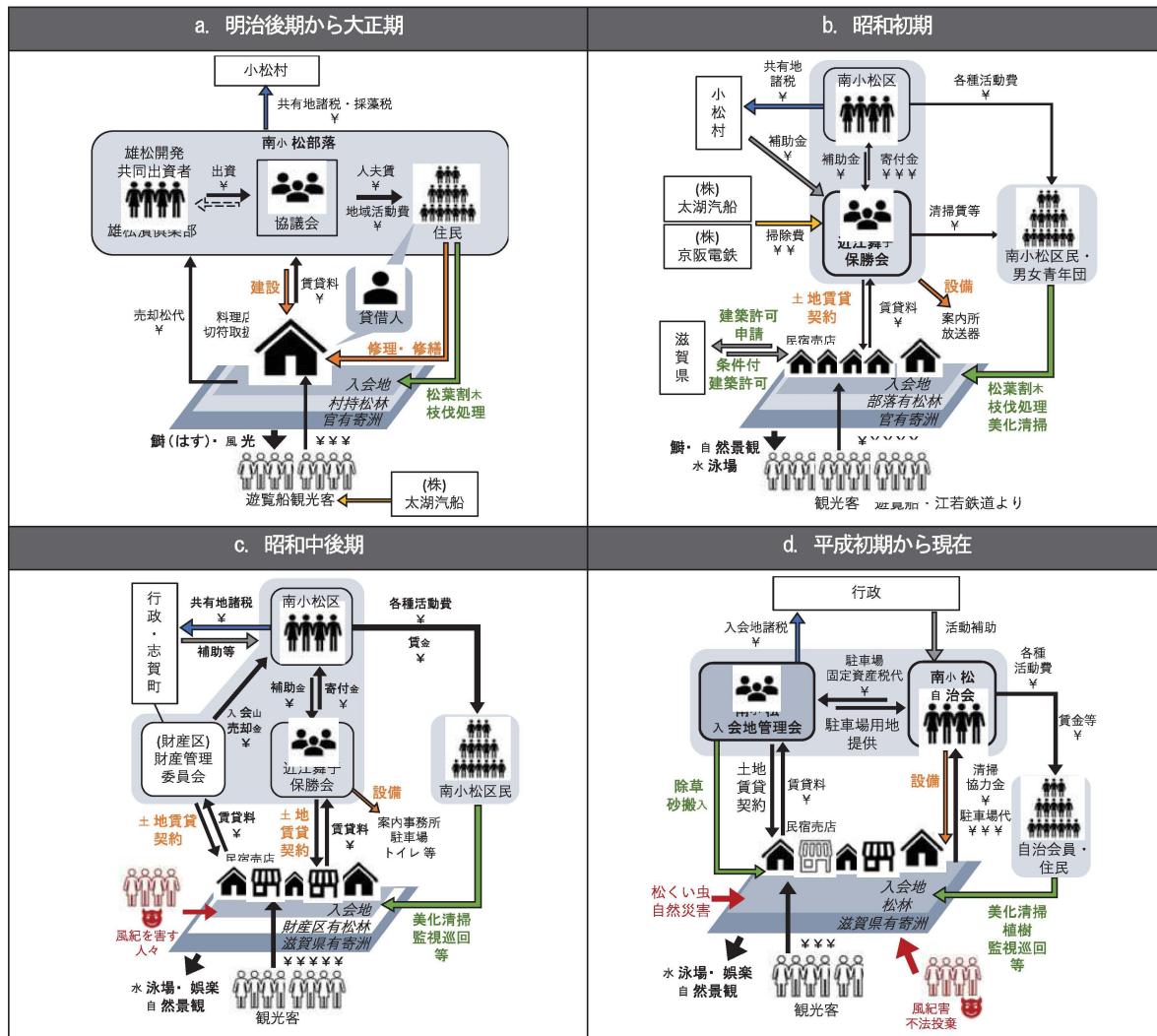


図-6 入会地管理体制の概略図とその変遷

(資料^①より筆者作成)

万人の観光客が訪れるようになった¹⁴⁾。1934(昭和9)年に室戸台風で松林の倒木被害を受けた際には、企業と行政が南小松区に対し復旧費補助を行い、南小松の住民によって掃除や松の植栽などの復旧作業が行われた(表-3)。さらに、倒れた松は売却され、近江舞子保勝会の運営資金となつた。1935(昭和10)年には地元住民により近江舞子保勝会が設立された。地元・行政・企業の連携による観光開発と景勝保全が大々的に行われるようになった。利便性を向上させるために鉄道の発車時刻や注意喚起をするための放送器や案内所の設備、共同炊事場、飲料用水場、制札等を設置などの観光開発事業が近江舞子保勝会により行われた。さらに、年々激増する観光客の中には、風紀を乱し、風致を害する者がいるとして、キャンプ利用は認可制として住所氏名年齢職業等を届け出た者のみ可とした。南小松男女青年団に依頼した清掃や松葉処理、花菖蒲の植栽といった景勝保全活動も行われた¹⁵⁾。1936(昭和11)年には民宿・売店の建築が相次いた。近江舞子保勝会は地主的役割を担

っており、民宿や売店は1-2年契約で貸借された土地の上に建てられた。当時の近江舞子浜は名勝地指定されていたため、建築物の建設と増改築には滋賀県知事の許可が必要であった。1937(昭和12)年には地域外の企業による近江舞子温泉ホテルが落成された¹⁵⁾。

(3) 昭和中後期

戦後、昭和中後期の管理体制を図-6-cに示した。1952(昭和27)年に浜の接收が解除されると、近江舞子浜の観光開発は急速に進んだ。近江舞子保勝会は戦後に再開されたが、近江舞子保勝会による景勝保全的活動は戦前と比べ減少し、道路の整備や駐車場の設置といった観光開発に力を入れた活動が目立つようになった。開発資金は入会山と記された部落有財産の売却で得られた。南小松区により台風後の倒木処理や清掃といった景勝保全活動が行われたが、民宿の建設が増加し松が減少したことから、1956(昭和31)年に名勝地指定は解除された。さらに、利用客の急増に伴い利用者マナーが問題となり始め、1964(昭和39)年に派出所

が建設された¹⁶⁾。上記のように浜の風土が変化した一方、組織体制も変化した。地方自治法改正及び町村合併に伴い財産区が規定されたことにより、1955(昭和30)年財産管理委員会が設立された。財産区の土地上にあった既存の民宿との土地賃貸契約は、財産管理委員会が行つた。入会地(代表者の個人名義で登記された民有地)は、近江舞子保勝会が管理及び賃貸借の運用をした。この頃、賃貸借に関する問題が浮上し始め、入会権の整理や土地名義の信託登記が行われた。時には司法書士を招いての会議が開かれ、複雑な問題の対処が行われた。

以上のように地域組織を中心とした開発が進められた背景には、地元・行政・企業の3者合同の開発会社の設立および開発計画が中断した経緯もあった(図-7¹⁷⁻¹⁹⁾)。南小松公民館所蔵の資料¹⁷⁻¹⁹からは、「開発計画に関する会議において県や企業が近江舞子保勝会の活動意義を認めないような方法をとることが決まったため、保勝会が合同の開発計画から脱退する姿勢を見せた(筆者要約)」と記されており、開発計画が頓挫した一因と考えられる。

(4) 平成初期から現在

平成初期から、景気が低迷し夏でも閑散とした様子が見られ、観光地としての発展が収束し始めた。民宿の経営が不振に陥り休業する店も出始めた。地元組織については、1988(昭和63)年に南小松入会地管理会(旧)、2001(平成13)年に南小松入会地管理会(現存)が設立され、土地財産管理主体(南小松入会地管理会)と営利事業主体(南小松自治会、民宿業者によって構成される近江舞子観光協会)が分けられた(図-6-d)。現在は、南小松入会地管理会が、南小松自治会に駐車場用地を、自治会員に民宿・売店用地を貸し、その賃料から固定資産税及び都市計画税が納めている。また、南小松入会管理会は松林の手入れや除草、砂の搬入(浜かけへの対応)などの景勝保全活動も行なっている。南小松自治会は夏季の近江舞子水泳場を運営し、清掃活動や駐車場の整備などの観光開発と景勝保全活動の商法を行なっている。台風による倒木被害の際には、自治会員総出で復旧作業が行われた。

近江舞子浜一帯は、琵琶湖水面域及び内湖は滋賀県の公有地であり、松林の大部分は私有地である。そのため、風紀問題や白砂青松の減退、持ち込みBBQの増加に伴うゴミや炭の投棄といった景勝破壊に対して、行政含む外部機関の介入は難しい状況であった。しかし近年では、観光開



図-7 雄松開發公社に関する滋賀新聞の記事
推定年月日 1952年6月6日(南小松公民館所蔵)

発と景勝保全の両立を実現するため、周辺の大型の民間観光施設の開発計画に対し、企業、南小松自治会、南小松入会地管理会、近江舞子観光協会、行政、研究者を交えた現地視察や話し合いが行われるなど、地域内外で連携した取り組みが実施されている。

5. 南小松の入会地管理活動と組織の変遷

入会地を管理し継承するための活動や事業は組織単位で行われてきた。近江舞子浜における地域組織及び活動の歴史的変遷を図-8にまとめた^{1,4,5)}。本研究から、入会地管理に関する4つの活動が、名称や形態を変化させながら存続してきた地域組織の中で引き継がれてきたことが確認された。昭和中後期を除く各組織の目的と会員資格を補注表-2に示した。近江舞子保勝会や信託管理委員会、入会地管理会は入会地の活用や継承のために地元住民により設立され、運営された。とりわけ、地縁団体の法人化が進行する現代においては、1988(昭和63)年の入会権を規定した南小松入会地管理会の新設は特徴的な転換点であった。設立に伴い、入会権者と権利の範囲、土地財産が明確にされた。

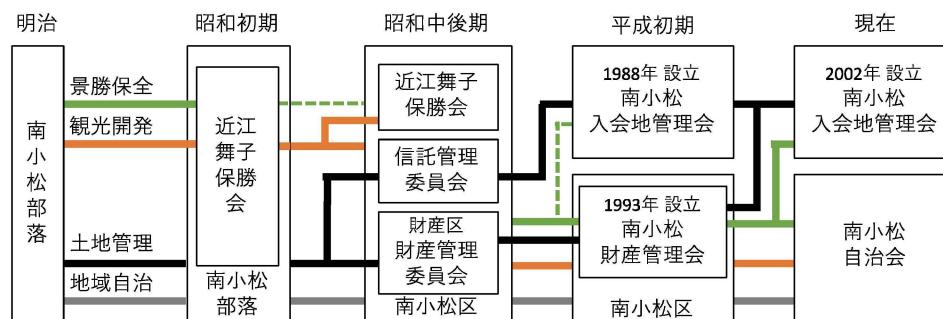


図-8 南小松における入会地管理活動と組織の歴史的変遷 (筆者作成)

これにより、認可地縁団体ではなく任意の団体により、入会地財産の保全と継承がなされることとなった。

6. 結論

本研究では、南小松地区の入会地である近江舞子浜における地域組織の活動に着目し、土地所有形態と管理体制の歴史的変遷を明らかにした。

南小松においては、地縁団体の法人化に伴い入会地が公有化する現代の流れとは逆行し、景勝地でもある入会地が任意の団体である地域組織により共同で管理され、先祖代々引き継がれてきた。その要因として、(1) 明治以降、入会地が民有地として登記されてきたこと、(2) ルールや目的を持った組織が編成されたことで、入会地を継承するための活動や事業の役割が明確な状態で維持されてきたこと、(3) これらの組織が公益的な利益配分を前提とした財産保全のための母体組織として存在し、入会地が一大観光資源となり生じた利益が地域の中で循環したことが考えられた。以上より、南小松の入会地管理では、法制度や社会背景の変化に対応し、地縁を生かした共同精神での持続的な管理及び運営を可能にしてきたと考えられる。

【謝辞】

本研究は、人間文化研究機構総合地球環境学研究所のプロジェクト等番号14200103の一環として行われました。古文書の解説においては大津市歴史博物館研究員の高橋氏の協力を得ました。

【補注】

(1) 補注表-1 参考資料一覧

番号	名称	年代	所蔵
1	近江国滋賀郡第十六區南小松村總絵図	推定 明治	南小松公民館
2	近江国滋賀郡南小松村地引絵図	推定 明治	大津市歴史博物館
3	(名称不明) 内湖・湖岸周辺絵図	推定 明治以降	南小松入会地管理会
4	地券	明治10年発行	南小松入会地管理会
5	持主別反別収穫地面積帳	推定 明治	南小松公民館
6	沼地押御願書	明治15年	南小松公民館
7	官地御払下ヶ願書	明治16年	南小松公民館
8	明治21年地押調査土三閑スル諸願届	明治21年	南小松公民館
9	協議会決議書類 大字南小松	明治24年～明治33年	南小松公民館
10	協議会決議録 大字南小松	明治34年～明治40年	南小松公民館
11	歳入出内訳簿 大字南小松	明治28-32年、大正8年、大正10年、昭和6年、昭和9年、昭和10年、昭和15年	南小松公民館
12	(名称不明) 近江舞子保勝会関連資料綴 /名称指定地域内池沼借受願・建物許 可申請・官有寄附使用願・事業計画・ 事業成績・決算予算案入出内訳)	昭和10年～昭和15年	南小松入会地管理会
13	歳出内訳簿 近江舞子保勝会	昭和17年	南小松入会地管理会
14	出納日記 近江舞子保勝会	昭和19年	南小松入会地管理会
15	部落經常費決算内訳書 南小松	昭和21年	南小松公民館
16	記録 近江舞子保勝会	昭和27年	南小松公民館
17	雜書綱 近江舞子保勝会	昭和28年	南小松公民館
18	申請書類 近江舞子保勝会	昭和28年	南小松公民館
19	引繼書綱 近江舞子保勝会	昭和29年	南小松公民館
20	部落役員会記録 南小松	昭和30年	南小松公民館
21	部落事業記録簿 南小松	昭和36年	南小松公民館
22	南小松部落會議録 南小松	昭和40年～昭和47年	南小松公民館
23	土地貸賃借書等綴 近江舞子保勝会	昭和46年～昭和52年	南小松公民館
24	財産区土地台帳	昭和57年	南小松入会地管理会
25	読売新聞記事「近江舞子砂浜瘦せた」	推定 昭和63年	南小松住民
26	南小松財産管理の基本理念	推定 昭和末～平成初期	南小松入会地管理会
27	入会権 序文	推定 昭和末～平成初期	南小松入会地管理会
28	南小松入会地管理共有財産目録	推定 昭和末～平成初期	南小松入会地管理会
29	入会地管理会統合議事録	昭和63年、平成3年～令和1年	南小松入会地管理会
30	入会地管理会事業報告書	平成2年～平成30年	南小松入会地管理会
31	南小松財産管理委員会事業報告	平成1年	南小松住民
32	南小松財産管理会規約及び改正付則	平成8年	南小松住民
33	南小松財産管理会事業報告書	平成6年～平成10年	南小松住民
34	南小松自治会規約	平成31年	南小松公民館

(2) 解説及び要約は大津市歴史博物館研究員の協力を得た。
(3) 南小松財産管理の基本理念 以下全文引用：通称雄松崎は、古代は琵琶湖でしたが、比良山系の花崗岩層が崩壊を繰り返し、永年に亘り河川より湖岸に流出し、湖の逆潮流により白砂を運び、現在の南浜・中浜が形成されていった。我々の祖先は、この地に松を植えて防風林として育てた。奈良時代により遡る琵琶湖の一部は内湖となり葦が群生し、集落の葦屋根の素材として長く管理されてきた。松林・白砂・葦の群生により、世にも希な景観をかもしだした風光明媚な雄松崎は、京阪神の人々の憩いの地として有名になった。文部省は昭和8年に2月に此の地を国の名勝地として文化財に指定し、南小松ではこれを機に区の行政とは別に、此の地を長く保存するための保勝会を設立しその管理にあたり、主としてボランティアにより維持してきたものである。又山林については、住民が生活を営む重要な燃料資源としてその土地を確保し、入会林野として長く活用してきた。これら何れの土地も我々の祖先が集落として生活を営む上で、数世紀に亘り重要な役割を果たしてきた。昭和30年10月1日町村合併推進法により、此の土地が南小松財産区法制定の土地となり、町長の管理下に置かれ、自治法に基づき管理運営されることになった。地方自治法第29条〔財産管理会の設置及び組織〕で市町村及び特別区は、条例で財産区に財産管理会をおくことが出来る。財産管理会は7人以上をもってこれを組織する。上記の様に、自治法においても基本的にその財産を産出した者たちの権利及び管理は、その地の子孫を優遇し又責務を負わしてきた。平成元年に此の土地が町長管理を解かれ、地元に返された事により此の土地の管理規約は、上記の様な過程の精神を尊重して、ここに制定するものである。

(4) 補注表-2 地域組織の目的と会員資格

組織名	目的及び会員資格
近江舞子保勝会 -(旧)昭和10年設立	目的 本会は近江舞子雄松崎の景勝を保存し且つ之を利用して観光の事業を行ひ会員相互の利益を増進することを以て目的とする。 会員資格 本会の会員たるものは大字南小松に居住し現に部落協議費を負担するものなることを要す。
南小松区/部落 -前自治会	目的 「事業団体でも常勤団体でもなく全くの自治団体である(昭和30年)」 会員資格 (協議費を納めた者)
南小松自治会 -現存	目的 [規約] 第1条 この規約の目的は将来の南小松の区域並びに南小松自治の組織及び運営に関する大綱を定め民主的にして能率的な業務の確保を図ると共に健全な発展を目的とする。 会員資格 [規約] 南小松の区域内に居住し入会の手続きを経た者は南小松自治会員とする。治会員は規約の定めるところによりその属する自治会の業務利益の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分入する業務を負う。
南小松財産管理会 -(旧)平成5年設立	目的 [規約] 本会は、南小松在住の祖先より継承した末尾記載の土地を健全な形で管理保存する事を目的とする。 会員資格 (南小松自治会の会員であることが会員資格の最低条件であった。過去、南小松区には会員資格の規定があった。)
南小松入会地管理会 -(旧)昭和63年設立	目的 「規約」南小松入会地の財産を保全することを目的とする。 会員資格 [規約] 以下に適合する世帯主を入会権者とする。 第3条 明治19年より昭和9年に南小松に居住していた世帯主及びその後継者。 第3条に基づく… <ul style="list-style-type: none">・ 子孫で南小松に世帯を有し20年を経過した者、世帯主の絶家再興の後継者で世帯を有し20年を経過した者、世帯主の後継者で帰省して20年を経過した者。・ 明治19年より昭和9年に南小松に居住していない世帯主で南小松に居住して20年を経過し、一金五百万円を納入した者。 南小松入会地管理会の入会権者は南小松に居住をなくした時をもって資格を失す。
南小松入会地管理会 -現存	目的 [規約] 本会は、祖先より継承した入会地を有効に利用し、共同精神をもって永久に保全管理することを目的とする。 会員資格 [規約] 第3条 明治19年より昭和9年に南小松に居住していた世帯主及びその後継者。 第4条 第3条に基づく子孫で南小松に世帯を有し20年を経過した者、ただし分家はその後継者のみとする。 第5条 第3条及び第4条に基づく世帯主の後継者で帰省して20年を経過した者。 第6条 第3条に基づく世帯主の絶家再興の後継者で世帯を有して20年を経過した者。 第7条 明治19年より昭和9年に南小松に居住していない世帯主で、南小松に居住して20年を経過し、金500万円を納入した者。 第8条 第3条から7条に適合する世帯主を本会の会員とする。 第10条 本会の会員は、南小松に居住をなくした時をもって資格を失す。会員が次の事項に該当する場合は、理事会の審査により資格を失す。(1)本会に著しい損害を与えた場合 (2)本会の良好な運営を著しく阻害した場合

(5) 拙注表3 近江舞子保勝会の事業内容 (資料10¹² より抜粋、筆者編集)

昭和11年度 事業成績	保勝地域ノ實測図[実測図]ノ作製 将來種々計畫ヲ立テ事務処理上アル為 保勝地域ノ實測図ヲ作成セリ
	共同炊事場ノ設置 遊覧客ノ便利ヲ計り風致保存上必要アル為共同炊事場ヲ 三ヶ所設ケ、飲料水揚水ポンプ面野石造り竈並ニ炊事台ヲ各所ニ設備セリ
	期節的案内所並ニ監守人設置 夏期ノ監守人ヲ置キ風致又ハ風紀ノ取締ヲ 為シシメー方案内所設ケ種々ナル案内電話及郵便物ノ取次幹旋等ヲ為シ 遊覧スタンプサービスヲ行ヘリ
	標柱及制札ノ建設 種々ナル注意事項ヲ記載セル各種ノ標柱並ニ制札ヲ建 設シ設置物ノ位置ヲ示シハ遊覧客ノ注意ニ資スルト共ニ一面便宜ヲ計リ
	雜木草ノ刈採 無用ナル雜木草ヲ刈採リ又ハ掘起シテ右ノ目的ヲ達成セントス イ) 遊覧地域ヲ拵セシム ロ) 風致ヲ増大セントス ハ) 蚊(殊ニマラリヤ蚊)ノ棲息所ヲ少クセントス
	二沼辺ニ有ル野生ノ菖蒲アヤメ繁殖ヲ助成セントス
	脱衣所賃間並ニ脱衣預り所設置 勝利水泳客ノ便宜ヲ計リ且脱衣所及所持 品ノ盗難予防ノ為脱衣所賃間並ニ脱衣預り所ヲ營業者ニ獎勵新設セシメタリ
	稚松ノ植栽 昭和九年度ノ暴風害ノ為松樹林ニ間隙空地生ジタル箇所又 ハ從前ヨリ開拓ナル箇所ニ七年生稚松百七株本ヲ補植シ風致ノ保存並ニ増 進計リタルニ其活性は成績甚良好ナリ
	美化清掃作業 部落ノ男女青年團ノ事業シテ百余入ヲ招集セシム無用ノ雜 木草ノ刈採リ又ハ掘起シ塵腐蝕箇所ノ日々の美化清掃作業ヲ実行セリ
	期節的常設清掃人ノ設置 夏期遊覧期間中常設清掃人夫ヲ雇入保勝地域ノ 清掃ニ付け遺憾無カシメタリ
昭和12年度 事業計画	風致保存並ニ風紀取締 警察方面ト連絡ヲ保チ保勝地域ノ風致保存並ニ遊 覧者ノ風紀ノ取締等ノ強化ヲ計リタリ
	事務所兼警察官出張所新築計画 本会ノ本據[本拠]並ニ警察官出張所ノ必 要ヲ闇スルニ依リ適當ナ位置ヲ選ビ経費金一千余縁ヲ投ジ新築セントス
	遊覧施設並ニ清掃美化作業
	イ) 年々美化清掃作業ヲ実行シツツアルモ地域広大ノ為尚本年も継続ノ必 要有リ一方像テ計画ノ沼澤地帯ノ雜木雜草ヲ根絶又ハ減少セシメ天然生花 菖蒲ヲ植栽又ハ自然繁殖ヲ計リ雜木草ト更新シ風致ヲ増進セントシ此経費金 貰百円ヲ予算二計上セリ
	ロ) 各交通会社等ト共同シテ擴聲放送器ヲ設置シ交通機関ノ発着時刻、注意 事項、ニュース又ハ演藝等フ地域内ニ放送シ遊覧者ノ便宜ヲ計リ娛樂ヲ深メ 一方取締ヲ容易ナシムル為シ設備ヲ計ス
	ハ) 前年度保勝地域南部ニ脱衣所並ニ貴重品預リ所ヲ營業者ニ獎勵新設セ シメタルモ尚北部ニモ増設ノ必要ヲ感ズル為メ交通会社ト連係シテ設置シ水 泳者ノ便宜ヲ計リ且盜難ノ予防ヲ行シス
	救護班ノ設置 遊覧者ノ便宜ヲ計リ急病又ハ損傷トウノ応急処置ヲ行フ為メ遊 覧關係各社等ト連絡ヲトリ此ノ設備ヲ行ハントス
	花菖蒲ノ植栽 保勝地域沼地湿地帯ノ花菖蒲ノ増殖ヲ計ル為メ郷親人会ノ 事業トテ花菖蒲苗三千本ヲ補植セシタル所成績甚良好ニシテ将来ノ結果 大ニ期待サル
	地域ノ取締 年々激増スル一般遊覧者並ニキャンプヲ行フ者ノ風紀ヲ素シ又 ハ風致ヲ害スルモノアル為メ特ニキャンプヲ行フ者ハ認許制トナシ原籍氏名 年齢職業等ヲ當会ニ届出セシメ警察官ト連絡ヲ保チ取締ヲ行ヒタル所其成 績見ル
	其他ノ事業 脱衣所ハ年々利用客ヲ増し又交通会社ト連繩ヲ取り行ヒタル放 送器ニヨル娛樂並ニ交通機関ノ発着時刻其他注意事項取締事項ノ放送ハ大 イニ良成績シ一般ノ好評ヲ博レタ
昭和14年度 事業成績	美化清掃作業 男女青年團員ノ事業シテ七拾余名ヲ山勤セシメ花菖蒲ノ手 入並ニ保勝地域ノ杂木草ヲ刈採リ掘起シ等ヲ実行シ美化清掃ヲ計ラントス
	監視並ニ取締 一般遊覧者並ニキャンプヲ行フ者事変下ニ係ラズ年々激増 シ風紀ヲ素シ又ハ風致ヲ害スルモノ猶相当アル為メ専任監視人ヲ置キ警察方 面ト緊密ナル連絡ヲ保チキャンプヲ行フ者ハ認許制トナシ原籍氏名年齢職業 等ヲ當会ニ届出セシメ層ノ監視並ニ取締ヲ徹底ヲ計ラントス
	其他維続事業 常設掃除人ヲ置キ地域ノ清掃並ニ使所清掃又ハ水泳客ノ便 宜ヲ計ル為メ行ヒツツアル脱衣並ニ貴重品預リ所等ハ徹底的ニ行フ様努力セ ントス
	(6) 古文書資料記載の漢字を引用
	花菖蒲ノ植栽 保勝地域沼地湿地帯ノ花菖蒲ノ増殖ヲ計ル為メ郷親人会ノ 事業トテ花菖蒲苗三千本ヲ補植セシタル所成績甚良好ニシテ将来ノ結果 大ニ期待サル
	地域ノ取締 年々激増スル一般遊覧者並ニキャンプヲ行フ者ノ風紀ヲ素シ又 ハ風致ヲ害スルモノアル為メ特ニキャンプヲ行フ者ハ認許制トナシ原籍氏名 年齢職業等ヲ當会ニ届出セシメ警察官ト連絡ヲ保チ取締ヲ行ヒタル所其成 績見ル
	其他ノ事業 脱衣所ハ年々利用客ヲ増し又交通会社ト連繩ヲ取り行ヒタル放 送器ニヨル娛樂並ニ交通機関ノ発着時刻其他注意事項取締事項ノ放送ハ大 イニ良成績シ一般ノ好評ヲ博レタ
	美化清掃作業 男女青年團員ノ事業シテ七拾余名ヲ山勤セシメ花菖蒲ノ手 入並ニ保勝地域ノ杂木草ヲ刈採リ掘起シ等ヲ実行シ美化清掃ヲ計ラントス
	監視並ニ取締 一般遊覧者並ニキャンプヲ行フ者事変下ニ係ラズ年々激増 シ風紀ヲ素シ又ハ風致ヲ害スルモノ猶相当アル為メ専任監視人ヲ置キ警察方 面ト緊密ナル連絡ヲ保チキャンプヲ行フ者ハ認許制トナシ原籍氏名年齢職業 等ヲ當会ニ届出セシメ層ノ監視並ニ取締ヲ徹底ヲ計ラントス
	其他維続事業 常設掃除人ヲ置キ地域ノ清掃並ニ使所清掃又ハ水泳客ノ便 宜ヲ計ル為メ行ヒツツアル脱衣並ニ貴重品預リ所等ハ徹底的ニ行フ様努力セ ントス

【参考文献】

- 長野市 (2017), 「大島財産区と風間財産区廃止に伴う長野市への財産
の譲渡について」
<https://www.city.nagano.nagano.jp/uploaded/attachment/126750.pdf> (2020年1
月12日閲覧)
- 江渕武彦 (2015), 「入会地管理主体としての地域集団：最近の大坂高裁
事例を中心として」, 島犬法學, 58:4, 1-40
- 泉留維・齋藤暖生・山下詠子・浅野美香 (2008), 「財産区悉皆調査報告
書 ローカルコモンズとしての東北区」
- 三俣学・菅豊・井上真 (2010), 「ローカルコモンズの可能性—自治と環
境の新たな関係—」
- 山下詠子 (2014), 「慣行共有における所有・森林管理・権利関係の実態」,
林業経済, 67:5, p. 1-17
- Chiho Ochiai, Sotaro Osawa and Mayu Narita (2019), Conservation of
Traditional Stone-Defense Called "Shishi-Gaki" against Wild Boar and Landslide:
Case Study of 18th Century's Structure at Hirai Area of Shiga, International
Conference of Asian-Pacific Planning Societies
- 安藤滉一, 深町力津枝 (2019), 「南小松の古地図にみる土地利用と災害
対応」, 比良山麓の伝統知・地域知 総合地球環境研究会, p. 56-59
- Sotaro Osawa and Chiho Ochiai (2019), Stone Culture and Village of
Minamikomatsu Case Study from Minamikomatsu in Shiga prefecture, Japan,
International Conference of Asian-Pacific Planning Societies 2019
- Mayu Narita and Chiho Ochiai (2019), Transformation of Settlement Influenced
by Water-Related Disasters Case Study of Minamikomatsu Village in Shiga
Prefecture, International Conference of Asian-Pacific Planning Societies
- 大津市人口統計
<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/001/1209/g/kokai/jinko/index.html> (2020年
1月12日閲覧)
- 志賀町史編集委員会 (2002), 「志賀町史第3巻」, p. 296
- 佐野静代 (2003), 「琵琶湖岸内湖周辺地帯における伝統的環境利用シス
テムとその崩壊」, 地理学評論, 76:1, p. 19-43
- 山口敬太 (2016), 「大正期の琵琶湖南部における「風景利用」計画と名
勝仮指定による景勝地の保護と利用」, ランドスケープ研究 Vol.10, p. 5-
13
- 志賀町史編集委員会 (2005), 「志賀町史第5巻」, p. 368
- 志賀町史編集委員会 (2002), 「志賀町史第3巻」, p. 369
- 志賀町史編集委員会 (2002), 「志賀町史第3巻」, p. 371